

議案第14号	三田市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	三田市立幼稚園における幼児数や保育年限等について、現状に即した規定に見直すに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣旨】 幼児数や保育年限等について、現状に即した規定にするため、幼稚園条例の改正を行おうとするもの。</p> <p>【関係法令】 学校教育法</p> <p>【内容】 ●現状に即した文言の整理（条例第3条及び第4条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1項 幼児の<u>組数</u>⇒幼児の<u>学級数</u></li> <li>・第3条第1項の表 <u>組</u>⇒<u>学級</u></li> <li>・第3条第2項 <u>1組の幼児数は、35人を標準とし、同じ年齢にある幼児で編成することを原則とする。</u> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">  </div> <p style="text-align: center;"><b><u>1学級の幼児数は、35人以内とする。ただし、三田市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める場合は、この限りでない。</u></b></p> </li> <li>・第4条 <u>幼児の保育年限は、1年とする。ただし、特に三田市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、2年以上保育することができる。</u> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">  </div> <p style="text-align: center;">幼児の保育年限は、<b><u>2年以内とする。</u></b></p> </li> </ul> <p>【施行期日】 平成25年4月1日</p>	